

2023後期 フォークリフト運転技能講習のご案内(実施計画)

一般財団法人 日本産業技能教習協会 -- <http://www.kyousyu.org> --

熊谷教習所 熊谷市三ヶ尻 3858 TEL 048-532-5781

本部 荒川区東日暮里 6-60-10 日暮里駅前中央ビル 8F TEL 03-5838-6924

(初版 R5.8.24 作成)

就業制限に関する法令(労働安全衛生法第61条、施行令第20条)により、**最大荷重1t以上のフォークリフト**を運転する業務は、フォークリフト運転技能講習を修了した者でなければ、従事してはいけない事が定められております。(労働安全衛生規則第41条、別表第3参照)

当協会は、埼玉労働局登録教習機関(登録第 87 号)として、表題講習を定期的開催しておりますので、次のとおりご案内申し上げます。

(埼玉局登録第 87 号 教習機関登録更新予定日：2024 年 3 月 30 日)

1. 日程、定員など

実施回	1(AC)	2(ABCD)	3(AC)	4(AC)	5(ABCD)
	10月	11月	12月	2月	3月
日程	A 9~10 C 9~13	A 6~7 B 3・6~7 C 6~10 D 3・6~10	A 11~12 C 11~15	A 12~13 C 12~16	A 18~19 B 15・18~19 C 18~22 D 15・18~22
開催場所	熊谷教習所	熊谷教習所	熊谷教習所	熊谷教習所	熊谷教習所
定員	20名	20名	20名	20名	20名

2. 受講資格

満18才以上であればどなたでも受講することができます。

3. 受講料および、講習の一部科目免除条件(コース分け条件)

コース	日程	金額(受講料+教材費)	コース条件(*受講資格を満たした上で)
A	2日	¥21,400(19,800+1,600)	①大特所持者 ②運転免許所持、特別教育修了後、業務経験(1t未満)が3ヶ月
B	3日	¥26,900(25,300+1,600)	運転免許未所持、特別教育修了後、業務経験(1t未満)が6ヶ月
C	5日	¥47,800(46,200+1,600)	運転免許所持、未経験者
D	6日	¥57,700(56,100+1,600)	運転免許未所持、未経験者

- ・各コース受講資格の詳細は、添付の講習科目免除一覧にてご確認ください。
- ・教材費は、受講料と別途ですので、ご注意ください。
- ・受講料・教材費共に消費税込みの金額です。

注:フォークリフトの運転業務の経験は、事業者による、以下の証明が必要です。

1. 事業所に最大荷重1t未満のフォークリフトを所有している事 (所有しているフォークリフトの特定自主検査表の写しによる証明)
2. 受講者がフォークリフト運転特別教育を修了していること
3. 事業所の最大荷重1t未満フォークで3(6)ヶ月以上運転を経験していること

4. 講習科目及び時間割 受付 8:00~8:30 講習開始 8:45~ 終了時間は目安です。

講習科目	時間割例				講習時間	講師		
	A	B	C	D				
走行に関する知識	/	○	/	○	1日目 (B,D)	8:45~12:00 昼食 12:45~13:45	4時間	原田一男 強瀬昇 柿沼勇一 安川基行
荷役装置に関する知識	○	○	○	○	2日目	8:45~12:00 昼食 12:45~13:45	4時間	
力学に関する知識	○	○	○	○		13:50~15:55	2時間	
関係法令	○	○	○	○	16:00~17:00	1時間		
学科試験	○	○	○	○	3日目	8:45~9:45	1時間	原田一男 強瀬昇 柿沼勇一 安川基行
荷役操作 (A,B)	○	○	/	/		9:50~12:00 昼食 12:45~14:55	4時間	
実技試験 (A,B)	○	○	/	/		15:00~16:00	1時間	
走行操作	/	/	○	○	3日目	9:50~12:00 昼食 12:45~17:00	6時間	原田一男 強瀬昇 柿沼勇一 安川基行
	/	/	○	○		4日目		
	/	/	○	○		5日目	8:45~12:00 昼食 12:45~17:00	
荷役操作 (C,D)	/	/	○	○	6日目	8:45~12:00 昼食 12:45~13:45	4時間	
	/	/	○	○		13:50~14:50	1時間	
実技試験 (C,D)	/	/	○	○				

5. 申込方法

①WEB フォーム、②WEB サイトから印刷した予約申込書の FAX、③お電話の何れかの方法にてお申込ください。折り返し、弊協会より「受講申請書」等を郵送いたします。到着後、**必要事項**を記入して、写真**1枚**「縦4cm×横3cm」を貼付し、本人確認書類写しを添えて、ご受講日より前に必着でご返送下さい。

なお、受講料の納入は指定口座へ事前の振込でお願いします。

*受講料納入後の受講キャンセルは、原則としてご返金できませんのでご注意ください。ただし、一回に限り、受講日の変更が可能です。

*注意 **開催日の2週間前の時点で10名に満たない場合、講習開催を中止する可能性があります。**恐れ入りますが、あらかじめご了承ください。

6. その他

- ・講義の実施は日本語であり、使用テキストも日本語のみ対応しております。恐れ入りますが、技能講習、特別教育ともに、日本語理解が不十分な方のご受講はお断りさせていただいております。
- ・当協会の技能講習修了証は、平成19年4月開催回より、当協会で作った複数の技能講習の修了を、管轄労働局単位で一枚のカードにまとめて証明する統合修了証形式に変わりました。講習ご受講の際には、**当協会**で修了された既交付の修了証の回収がありますので、該当者はご持参をお願いいたします。(講習初日に連絡があります。)
- ・20名様以上ご受講の場合、埼玉県内出張講習も承っております。詳しくはお問い合わせ下さい。(講習実施予定の1ヶ月程前までにご連絡下さい)

フォークリフト運転技能講習 科目免除一覧(コース分け条件表)

コース	一部科目の免除を受けることが出来る者	免 除 科 目
A	<p>道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第3項の大型特殊自動車免許(カタピラを有する自動車のみ運転することを免許の条件とするものを除く)を有する者</p> <p>又は同項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、又は大型特殊自動車免許(カタピラを有する自動車のみ運転することを免許の条件とするものに限る)を有し、かつ3ヶ月以上フォークリフトの運転の業務に従事した経験を有する者 (*注参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・フォークリフトの走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 ・フォークリフトの走行の操作
B	<p>6ヶ月以上フォークリフトの運転の業務に従事した経験を有する者 (*注参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・フォークリフトの走行の操作
C	<p>道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第3項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、又は大型特殊自動車免許(カタピラを有する自動車のみ運転することを免許の条件とするものに限る)を有する者</p> <p>※同第84条第4項を有する者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・フォークリフトの走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識
D	その他の者	なし